

平成26年3月6日

平成26年度 入札契約制度の変更について (お知らせ)

高槻市 政策財政部 契約検査課 072-674-7502


水道部 総務企画課 072-674-7952

平成26年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

1 最低制限価格の事後公表を拡大します

平成26年4月から、建設工事に係る入札案件の、最低制限価格の事後公表を適用する範囲を、以下のとおり拡大します。

最低制限価格を下回る入札は、失格となりますので、ご注意ください。

予定価格	入札方式
2,000万円以上(平成26年3月公告分まで)	制限付一般競争入札
 800万円以上(平成26年4月公告分から)	

※ 指名競争入札は、予定価格にかかわらず事前公表とします。

2 暴力団排除に関する「誓約書」の提出について

平成26年4月から、高槻市暴力団排除条例が施行されます。これに伴い、高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱を制定しましたので、公共工事等からの暴力団の排除に関する措置として、暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が契約締結時に必要となります。

対象: 公共工事等の契約金額500万円以上の契約相手及び下請負人等^(※)

※下請負人等は、下請契約が500万円以上を対象とし、施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含みます。

3 中間前金払制度を導入します

平成26年4月から、建設工事において、着工時の前金払(契約金額の40%以内、限度額3億円)に加え、下記の要件を満たす場合に、中間前金払(契約金額の20%以内、限度額1億円)を受けることができます。ただし、請求にあたっては、保証事業会社の保証が必要です。

- 要件①既に前金払の支払を受けていること。
- ②工期が4か月以上であること。
 - ③工期の2分の1を経過していること。
 - ④工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
 - ⑤既に行われた作業に要する経費が契約金額の2分の1以上に相当する金額であること。

また、前金払及び中間前金払の対象は、契約金額130万円を超える建設工事とし、前金払の限度額を3億円に変更します。

4 社会保険加入促進について

平成26年10月から、建設工事の制限付一般競争入札における入札参加に必要な資格として、社会保険の加入を条件とします。未加入の事業者は落札者となることができません。ただし、法令により適用除外とされる事業者は除きます。

また、今後も社会保険の加入促進対策を行ってまいりますので、下請負人等に対する周知啓発や加入状況の把握、加入の奨励等をお願いいたします。

その他のお知らせ

5 設計図書等の販売店が増えます

平成26年4月から、制限付一般競争入札の参加時に購入が必要となる設計図書の販売店が、下記の3店舗となります。

- ・(株)カンプリ 京口店 (高槻市京口町9-1 Tel072-670-4400)
- ・大和写真工業(株) 高槻支店 (高槻市明田町1-12 Tel072-681-1805)
- ・ビジネスサービス(株) (高槻市番田2-116-5 Tel072-678-1100)

6 電子入札システムの切替に伴う設定作業のお願い

電子入札システムの切替に伴い、電子入札に参加するためには、新たな設定作業が必要となります。現行の設定では平成26年4月以降の電子入札に参加できなくなります。設定作業の詳細は下記のURLに記載しておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

特に、4月上旬の発注案件に参加される場合は、3月20日までに設定作業を行っていただくことをお勧めします。

3月20日(木)午後6時までに確認する場合 <http://www.nyusatsu.elga.jp/>

4月 1日(火)午前9時以降に確認する場合 <http://www.nyusatsu.ebid-osaka.jp/>
(3月20日(木)午後6時から4月1日(火)午前9時までの間は、利用できません。)

ご不明な点につきましては、ICカードを購入した対応認証局、もしくはコールセンターにお問い合わせください。

コールセンター TEL06-6948-1366

7 制限付一般競争入札の発注予定

公 告 日		
4月	1日(火)	4日(金)
	18日(金)	
5月	2日(金)	16日(金)
	30日(金)	
6月	13日(金)	27日(金)
7月	11日(金)	

公 告 日		
8月	1日(金)	22日(金)
9月	12日(金)	
10月	3日(金)	17日(金)
11月	7日(金)	21日(金)
1月	9日(金)	

※公告日を変更・追加する場合は、市ホームページにてお知らせします。

- (1)公表時刻は午後5時を予定しています。市ホームページのメニュー「入札・契約」で公表するほか、契約検査課掲示板、法務課行政資料コーナー(1階14番)でもお知らせします。
- (2)4月1日公告の制限付一般競争入札については、積算期間が短期となることから、参加資格の一部を、3月28日に市ホームページのメニュー「工事の発注見通し」に公表する予定です。

8 手持ち工事数の制限と、申込みできる件数の制限に変更はありません

(1) 手持ち工事数の制限

手持ち工事数の制限は、最高3件(準市内業者は1件)です。

手持ち工事とは、本年度の市内・準市内業者を対象とした制限付一般競争入札(水道部を含む)において落札した案件(契約手続中、低入札価格調査中及び共同企業体受注を含む高槻市が発注した工事)で、完成検査の完了していないものとしします。

※「手持ち工事数」及び「申込みできる件数」の判断基準日は、公告日現在とします。

(2) 申込みできる件数の制限

同一公告日に発注する案件において、申込みできる件数は、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、技術者の専任配置ができる範囲に限ります。

また、市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

【同一公告日に申込みできる件数】

手持ち工事数	市内業者	準市内業者
なし	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 3件	第1希望・第2希望いずれか1件
1件	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 2件	申込みできません
2件	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 1件	
3件	申込みできません	

※共同企業体結成を条件にした入札案件は、代表者及び構成員を問わず、それぞれ1件とカウントします。

(3) 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る制限付一般競争入札については、市内、市外業者とも(2)表の市内業者が申込みできる件数を準用します。

(4) 市内・準市内の制限を付さない建設工事に係る制限付一般競争入札については、手持ち工事数及び申込みできる件数の制限を適用しません。

(5) 平成26年度新規業者は、平成26年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。(ただし、過去3年以内に入札参加資格者名簿に登録されていた新規業者については、4月より入札への参加を認めます。)